

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの企業理念として、「おいしさに まごころこめて」をグループ全社のモットーとし、安全で高品質な商品作りに務め、食を通じて社会の発展に貢献します」を掲げております。

当社はこの企業理念に基づき、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を図るためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実が重要であると考えており、経営の透明性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則4 - 2

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきと認識しております。

なお、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたものではありませんが、適切にリスクテイクに対する取締役会の理解等により、健全な企業家精神は経営陣に醸成されております。ただ、更に健全な企業家精神が発揮される環境整備も重要なため、そうしたインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。当社業績の状況により、取締役へのインセンティブ付与は当面は考えておりません。

補充原則4 - 2 - 1

取締役会は、持続的な成長の重要性について理解して、それに向けた環境整備に意を用いており、経営陣も持続的な成長に十分に貢献しております。ただ、更に持続的な成長を目指すことは言うまでもないことですので、経営陣の中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。当社業績の状況により、取締役へのインセンティブ付与は当面は考えておりません。

原則4 - 8

パン・和洋菓子等の食品業界においては、取締役会においても、業務に関連した専門知識等が不可欠で、また意思決定の迅速性・適時性等が強求められます。こうした背景から当社の独立社外取締役は1名ではありますが、独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

また、社外取締役は独立社外取締役を含め、2名選任しています。2名とも企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、その役割・責務を果たしております。

今後、事業環境の変化等により、広範かつ高度な視点から助言くださる社外取締役の増員が必要と判断される場合は、その独立性を考慮のうえ候補者を選定してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1 - 4

パン・和洋菓子等の食品業界では、開発・調達・生産・販売等の過程において様々な企業との協力関係が不可欠と考えております。また、市場での厳しい競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長して行くためには、事業の関係強化を図ることが重要であると認識しております。そのため、経営戦略や取引先との事業上の関係、市場リスク等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に、株式の政策保有を行うことを基本方針としております。

政策保有株式の議決権行使については、短期的・画一的に賛否を判断するのではなく、必要に応じて政策保有先からの説明も求めた上で、政策保有先および当社の中長期的な企業価値の向上や持続的な発展に資するか等を総合的に勘案し、株主として適切な対応をすることを基本方針としております。

原則1 - 7

当社は、法令および取締役会規則等の定めに従い、当社役員との利益相反取引等が発生する場合は、取締役会等にて承認、確認等を行っております。

主要株主等との取引が発生する場合は、当該取引について、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

原則3 - 1

(2) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載をしております。

(3) 当社では、取締役の報酬については、株主総会の決議により年額の報酬限度額を定め、個別の報酬については、取締役会に先立ち任意の諮問機関である人事委員会にて、業績、職責及び他社の報酬等の水準等を考慮して審議し、取締役会の決議にて決定しております。

(4) 当社では、経営幹部の選任、取締役・監査役候補の指名にあたっては、取締役会に先立ち任意の諮問機関である人事委員会にて、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有するか否かを総合的に判断し、事前に社外取締役に図った後、取締役会において選任および指名を行っております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

(5) 当社の役員候補者については株主総会参考書類に指名の理由を開示し、その略歴を記載しています。

補充原則4-1-1

取締役会は、取締役会規則に基づき、当社の経営に関する重要事項及び法令・定款等により、取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、重要事項決裁規程に基づき、その重要性及び性質等に応じて、業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。

今後更に、取締役会が戦略的な会社の方向付け等の主要な役割・責務をより十分に果たしうるように、業務執行取締役等への適切な権限委譲を実態を踏まえながら、検討してまいります。

原則4-9

取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役の独立性に関する基準等を、以下のとおり定めております。

「独立役員の独立性判断基準および資質について」

1. 当社の定める独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 過去10年以内において、当社グループの役員・従業員でないこと。
- (2) 当社グループの主要取引先(連結売上高の2%以上、借入については連結総資産の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (3) 当社グループを主要取引先とする者(連結売上高の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (5) 当社グループが総議決権の10%以上を保有している者の業務執行者でないこと。
- (6) 当社グループから役員報酬以外に年額1000万円以上の報酬を受けている弁護士・公認会計士・コンサルタント等(当該報酬を受けている者が法人等の場合、その法人等に所属する者を含む。)でないこと。
- (7) その他、独立役員として職務を遂行する上で独立性に疑いを生じさせる事情がなく、かつ一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと。

注1: 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者を言い、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役を含まない。

注2: 過去(2)~(6)に該当した者も原則独立性なしとするが、3年を経過している場合はこの限りでない。

2. 資質としては、独立役員として、幅広い経験および知見等を有し、取締役会等において率直・活発で建設的な助言・提言等のできることが重要である。

補充原則4-11-1

当社は、取締役会の迅速・果断な意思決定および、公正・透明な経営の監督のため、取締役の員数は12名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、当社の業務に精通した取締役と社外での豊富な経験を有する社外取締役で構成されており、バランス・多様性・規模は適切であると考えております。

取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(4)の記載のとおりであり、また、独立役員の独立性判断基準および資質については、原則4-9の記載のとおりであります。

補充原則4-11-2

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その重要な兼任の状況は、事業報告書および有価証券報告書に開示しております。

また、取締役および監査役が、他会社役員を兼任するにあたっては、取締役会規則にて取締役会の承認を得ることを定めております。

補充原則4-11-3

当社では取締役、監査役全員に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、当社取締役会の実効性に関する評価を行った結果、当社取締役会は取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。

その概要は以下の通りです。

経営上重要な意思決定や業務執行の監督機能を発揮するために、取締役会の規模・構成・運営状況等において適切な体制が構築されている。

多様な経験や専門性を持つ取締役会構成員は、自身が果たすべき役割を十分に理解し、取締役会において活発に意見を述べ、審議・意思決定を行っている。

取締役会は、評価の結果を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上を目的に、今後においても取締役会において議論を重ね、透明性の高い取締役会の実現に向けて取り組んでまいります。

補充原則4-14-2

当社は、取締役および監査役に対するトレーニングの方針につきましては、以下のとおり定めております。

「取締役および監査役へのトレーニングに関する基本方針」

1. 取締役および監査役は、株主から負託された役割や法的責任を含む責務等を果たすため、必要な知識の習得やその適切な更新等に努めなければならない。当社は、取締役等の就任時およびその後も必要に応じて継続的に、事業・財務・法務・組織等に関する知識・スキル・経験等の習得、その役割や責務等の十分な理解およびそれらの更新等のトレーニングについて、工場・営業所の現場視察等の社内研修や外部機関によるセミナー・研究会等の社外研修の機会提供・費用負担を含む支援等を行うものとする。
2. その場合、就任時のオリエンテーションを含め、個々の取締役等に適合した形でトレーニングの機会提供・費用負担等がなされるべきであり、取締役会はこうした対応が適切に行われているか、コーポレート本部長より毎年報告を受け、この確認を行うものとする。

原則5-1

当社は、会社の持続的な成長を目指し、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) 株主との対話(面談)は、主にコーポレート本部で対応しており、当社のIRにおける責任者は、コーポレート本部長を指名しております。
- (2) IRの責任者であるコーポレート本部長は、IR活動に関係する部署を統括し、有機的な部署間の連携を図っております。
- (3) 株主等との対話の手段として株主総会・株主懇談会をはじめ、当社ホームページ上にIR情報の掲載、決算短信発表時の常務取締役の記者会見など、当社の事業に対する理解の促進に努めております。また、対話において把握された株主の意見・懸念につきましては、必要に応じ、役員や取締役会等へフィードバックしております。
- (4) 重要な会社情報は適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るため社内規則を定め、その周知徹底を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田通商株式会社	2,314,600	33.40
細貝理栄	593,463	8.56
細貝隆志	562,475	8.12
株式会社みずほ銀行	237,900	3.43
昭和産業株式会社	145,600	2.10
日本製粉株式会社	142,000	2.05
三井住友信託銀行株式会社	92,100	1.33
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	71,300	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	64,800	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	59,500	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

豊田通商株式会社は当社議決権の33.48%を所有する筆頭株主であり、当社はその他の関係会社に該当します。当社は取締役7名のうち3名及び監査役4名のうち1名を同社グループより受け入れております。

同社は当社の主要仕入先であり、重要かつ緊密な協力関係を維持しつつ取引を行っておりますが、取引条件等につきましては、市場相場等を勘案し、他の取引先と同様に適正な条件のもとに取引を行っております。

当社グループの経営上の重要事項につきましては、同社の意向によらず、当社取締役会にて十分に討議した上で、当社の責任のもと当社自らが意思決定を行い業務執行をしており、同社からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三浦芳樹	他の会社の出身者													
結城義晴	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦芳樹		昭和53年4月 豊田通商株式会社入社 平成20年6月 同社執行役員 平成23年4月 同社執行役員兼食糧部長 平成24年4月 同社常務執行役員食料本部副本部長 平成24年6月 同社常務取締役食料本部 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成27年4月 同社専務取締役食料部長兼生活産業本部長 平成28年4月 同社専務取締役食料・生活産業本部長 平成29年6月 同社専務執行役員食料・生活産業本部長(現任)	現在、豊田通商株式会社の専務執行役員食料・生活産業本部長の職にあり、長年食料事業に携わってきた経験を活かし、当社の経営全般に對し的確な助言をいただくことで、経営体制を強化できるものと期待し、選任いたしました。

結城義晴	昭和52年4月 株式会社商業界入社 昭和64年1月 同社食品商業編集長 平成8年8月 同社取締役編集担当 平成14年8月 同社専務取締役編集統括 平成15年8月 同社代表取締役社長 平成20年2月 株式会社商人舎設立、同社代表取締役社長(現任) 平成20年6月 カスタマー・コミュニケーションズ株式会社取締役(現任) 平成21年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 平成27年3月 同社取締役(現任) 平成28年4月 学習院マネジメントスクール顧問(現任)	長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー・研修を主催されるなどの流通業界全般にわたる見識を有しており、その幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社意思決定の健全性と透明性の向上に資することを期待し、選任いたしました。 現在、株式会社商人舎の代表取締役社長の職にありますが、当社との間には特別の利害関係はありません。したがって、当社の独立性判断基準に基づき、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	6	6	3	0	0	3	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	6	6	3	0	0	3	その他

補足説明 更新

人事委員会は、社長の諮問機関として、経営陣幹部の選任・解任、役員候補者の指名、報酬等の人事に関する重要な事項について、公正さと透明性の確保のため、取締役会に先立って適切な審議を行っております。
 人事委員会は、社長、常務取締役、コーポレート本部長、経営企画室長および独立社外監査役をもって構成しています。
 なお、社長は必要に応じて、社外取締役等、審議事項に関係のある者を、上記構成メンバー以外に出席させることができます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務部門から独立した社長直轄の監査室を設置し、選任2名が内部監査規定に基づき定期的に本社・工場・営業所及び関係会社等の監査を実施し、必要な改善を指示するとともに取締役会及び監査役会に対し監査結果について報告を行っております。また、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化を図っております。

監査役監査は、1名の常勤監査役(社外監査役)と3名の非常勤監査役(うち社外監査役2名)により、年度当初に監査役会で協議決定した監査方針、年間監査計画に基づき監査を実施しております。監査の有効性確保の一環として会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査に加え内部統制に関わる業務も実施している監査室から報告・説明を受ける等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島 誠	他の会社の出身者													
田櫓孝次	公認会計士													
伊藤 弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 誠		昭和56年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成19年7月 同行業務監査部副部長兼本部・関連会社監査室長 平成20年9月 みずほ情報総研株式会社法務・コンプライアンス部長 平成20年10月 同社執行役員法務・コンプライアンス部長 平成27年6月 学校法人カリタス学園監事(現任) 平成28年1月 みずほ情報総研株式会社事務・IT管理部審議役 平成28年2月 スリースター製菓株式会社監査役(現任) 株式会社ファースト・ロジスティクス監査役(現任) 平成28年3月 当社常勤監査役(現任) 平成30年2月 株式会社ペーカリープチ監査役(現任)	株式会社みずほ銀行では業務監査部副部長兼本部・関連会社監査室長として勤務をされ、その後、みずほ情報総研株式会社にて執行役員法務・コンプライアンス部長等を務められるなど、企業法務及びコンプライアンス全般にわたる幅広い見識と豊富な経験を、当社の監査体制の充実に活かしていただけると判断し、選任いたしました。 株式会社みずほ銀行を退職して既に8年経過していること、学校法人カリタス学園監事の職にありますが当社との間に特別の利害関係がないことから、当社の独立性判断基準に基づき、独立役員の条件を満たすものと判断し、独立役員に指定いたしました。 また、スリースター製菓株式会社、株式会社ファースト・ロジスティクスおよび株式会社ペーカリープチは当社の100%子会社です。
田櫓孝次		昭和53年3月監査法人中央会計事務所入所 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成19年8月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)へ移籍、同代表社員 平成22年9月 田櫓公認会計士事務所開設(現任) 平成23年3月 当社監査役(現任) 平成24年6月 エンパイヤ自動車株式会社監査役(現任)	直接企業経営に関与した経験はありませんが、これまで複数の監査法人の代表社員を歴任され、現在は独立して田櫓会計事務所を開設しておられます。監査法人での豊富な監査経験と公認会計士としての知識と技量をもって、当社に財務・コンプライアンス面で適切な牽制機能を果たしていただける人物と期待し、選任いたしました。 当社の会計監査人である新日本有限監査法人の代表社員を平成19年8月から平成22年6月まで務めておりましたが、同監査法人在籍時に当社の監査に関与したことはありません。また、同監査法人と当社との間に監査報酬を含め多額の金銭その他の財産の授受はありません。さらに、開設した会計事務所と当社との間には取引がありません。 また、エンパイヤ自動車株式会社監査役の職にありますが当社との間に特別の利害関係がないことから、当社の独立性判断基準に基づき、独立役員の条件を満たすものと判断し、独立役員に指定いたしました。

伊藤 弘	昭和58年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社入社)入社 平成19年4月 豊田通商株式会社財務部長 平成23年4月 同社ERM部長 平成25年10月 豊通食料株式会社コーポレート本部長(現任) 平成27年11月 クレードル食品株式会社監査役(現任) 平成30年3月 当社監査役(現任)	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役等の豊富な経験を当社の監査体制の充実に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任いたしました。
------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性に関する基準等を以下のとおり定めており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

「独立役員の独立性判断基準および資質について」

1. 当社の定める独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 過去10年以内において、当社グループの役員・従業員でないこと。
- (2) 当社グループの主要取引先(連結売上高の2%以上、借入については連結総資産の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (3) 当社グループを主要取引先とする者(連結売上高の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上。)またはその業務執行者でないこと。
- (5) 当社グループが総議決権の10%以上を保有している者の業務執行者でないこと。
- (6) 当社グループから役員報酬以外に年額1000万円以上の報酬を受けている弁護士・公認会計士・コンサルタント等(当該報酬を受けている者が法人等の場合、その法人等に所属する者を含む。)でないこと。
- (7) その他、独立役員として職務を遂行する上で独立性に疑いを生じさせる事情がなく、かつ一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと。

注1:業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者を言い、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役を含まない。

注2:過去(2)~(6)に該当した者も原則独立性なしとするが、3年を経過している場合はこの限りでない。

2. 資質としては、独立役員として、幅広い経験および知見等を有し、取締役会等において率直・活発で建設的な助言・提言等のできる事が重要である。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

経営陣の中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。当社業績の状況により、取締役へのインセンティブ付与は当面は考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額は52,848千円。
 なお、上記金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役の報酬については、株主総会の決議により年額の報酬限度額を定め、個別の報酬については、取締役会に先立ち任意の諮問機関である人事委員会にて、業績、職責及び他社の報酬等の水準等を考慮して審議し、取締役会の決議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフは配置しておりませんが、コーポレート本部内に取締役会事務局を設置し、当該事務局が社外取締役及び社外監査役の求めに応じて、会議日程の調整や追加情報の提供・調査等を行う支援体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社は顧問規則を制定しておりますが、相談役・顧問等はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「委員会設置会社制度」を採用せず、「監査役会制度」を採用し、経営の監視を行っております。

平成30年3月30日現在、取締役会は取締役7名(社外取締役2名、うち独立役員1名)によって構成されており、経営上の重要事項につきましては、グループ会社の経営問題を含め原則月1回の取締役会で審議し、会社の基本方針の決定及び業務遂行の管理・監督を行っております。取締役会には、4名の監査役(社外監査役3名、うち独立役員2名)が出席し、経営の監視を行う体制を採っております。

平成23年1月以降、当社は生産本部、商品本部、営業本部、コーポレート本部、関西統括本部の5本部制を敷き、業務執行取締役・監査役・本部長による定例会議(本部長会議)を毎週開催し、取締役会で決定した方針の徹底を図ると共に、当社の業務執行に関する重要な事項を審議する体制をとっております。引き続き、業務執行の意思決定の迅速化に務めてまいります。

また、当社は日配商品を取扱っておりますので、市場の動向にすばやく対応する必要があるため随時、業務執行取締役、本部長、部長出席の業務連絡会を開催し、業務運営上必要な事項について迅速な処置・決定を行う体制をとっております。

なお、取締役の指名・報酬等については、「人事委員会」での審議を必ず行った上で、取締役会に付議する体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことがマーケットのニーズに応えることであり、延いては経営成果を取り組むことに繋がるとの観点から、意思決定のプロセスを簡素化するために取締役会でスピード感のある経営方針の意思決定が可能な体制にしております。

また、社外取締役選任による経営の意思決定に係る合理性の確保と共に社外監査役3名(うち独立役員2名)を含む4名で構成される監査役会の経営監視機能が十分発揮されることにより、透明度の高い経営が確保されるものと考えられることから、上記企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年3月29日開催の第76回定時株主総会招集ご通知は平成30年3月12日に発送し、早期の発送に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、主にコーポレート本部で対応しており、当社のIRにおける責任者はコーポレート本部長を指名しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	本報告書の5その他、2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項に適時開示体制の概要を記載しております。
その他	現在のところ、当社HP上で情報公開しているのみです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備及び運用の状況
当社及びグループ会社は「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は「監査役会設置会社制度」を採用し、経営の監視を行っております。

取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)によって構成されており、経営上の重要事項につきましては、グループ会社の経営問題を含め原則月1回の取締役会で審議し、会社の基本方針の決定及び業務遂行の管理・監督を行っております。取締役会には、4名の監査役(うち社外監査役3名)が常時出席し、経営の監視を行う体制をとっております。

当社は生産本部・商品本部・営業本部・コーポレート本部・関西統括本部の5本部制を敷き、業務執行取締役・監査役・本部長による定例会議(本部長会議)を毎週開催し、取締役会で決定した方針の徹底を図ると共に、当社の業務執行に関する重要な事項を審議する体制をとっております。

また、当社は日記商品を取扱っておりますので、市場の動向にすばやく対応する必要があるため随時、業務執行取締役、本部長、部長出席の業務連絡会を開催し、業務運営上必要な事項について迅速な処置・決定を行う体制をとっております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことがマーケットのニーズに応えることであり、延いては経営成果を取り込むことに繋がるとの観点から、少人数による取締役会でスピード感のある経営方針の意思決定が可能な体制にしております。

また、社外取締役2名(うち独立役員1名)選任による経営の意思決定に係る合理性の確保とともに社外監査役3名(うち独立役員2名)を含む4名で構成される監査役会の経営監視機能が充分発揮されることにより、透明度の高い経営が確保されるものと考えられることから、上記企業統治体制を採用しております。

ハ. 内部統制システムの整備及び運用の状況

業務の効率的運用と内部統制が機能する体制を維持すべく、会社の組織・業務分掌・職務権限等を定めた各種規定の整備と運用、並びに適切な内部監査の実施に取り組んでおります。

取締役及び従業員が法令及び定款その他の社内規則及び社会通念を遵守した行動をとるための規範として「第一屋製パングループ行動指針」を制定し、その精神を社長自らが全従業員に都度伝えることにより企業活動を行っていくうえで果たすべき役割と責任を明確化しております。その他必要に応じて顧問弁護士の助言を得て、適法性に留意しております。

また、コンプライアンス責任者を代表取締役社長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を必要に応じて取締役会に報告しております。代表取締役社長は当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。各業務担当取締役及び執行役員は、各本部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化しております。

コンプライアンス規定においては、当社及び子会社の取締役及び従業員が不正行為を認知した場合、速やかに事実の報告を行うこととされております。そのうち重要なものはコーポレート本部よりコンプライアンス委員会に報告がなされる体制となっております。

ニ. リスク管理体制の整備及び運用の状況

本部長会議規則の報告事項にリスク管理を報告することが明定されております。定期的にコーポレート本部長を中心にリスク管理を見直し、コーポレート本部において当社及び子会社のリスクを総括的に管理しております。

また、監査役及び監査室が当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会や各本部長に報告しております。取締役会においては必要に応じ、改善策を審議・決定しております。

ホ. 当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況

当社及び子会社における内部統制のレベルアップのため、当社及び子会社の内部統制に関する担当部門をコーポレート本部とし、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

当社及び子会社の代表取締役社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有しております。

当社及び子会社においては内部監査を実施し、その結果をコーポレート本部長等の管理責任者に報告しております。コーポレート本部長等の管理責任者は必要に応じ、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。また、監査役は会計監査人との緊密な連携により、業務の適正に係る監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、グループ各社が、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決していくことを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 社内規則の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との対決を行動規範に定め、その具体的な内容を、研修等を通じてパートタイマーを含む従業員全員に周知徹底しております。

2. 対応統括部署および不当要求防止責任者について

当社グループでは、コンプライアンス担当の責任者をコーポレート本部長として、グループの反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等の対応を行っております。

3. 外部の専門機関との連携状況

当社グループでは、反社会的勢力からの接触や不当な要求があった時は、警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループでは、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、情報収集に努め、コーポレート本部長に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示の基本方針

当社は、第一屋製パングループ行動指針の7つの行動基準の中で、情報開示に関して、「わたしたちは、株主はもとより広く社会に対し、適時かつ適正な情報公開を行う」旨を定め、この考え方に基づいて関係法令や東京証券取引所が定める適時開示規則等に従い、適時・適正な情報開示を行っております。

2. 適時開示の社内体制

(1) 決定事項

社内規定に基づき、取締役会において決定される重要な意思決定については、統括情報管理責任者であるコーポレート本部長を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が情報の重要性和適時開示の可否を判断しております。

(2) 発生事項

当社および子会社において重要事実が発生した場合は、各部門(子会社含む)から直ちに統括情報管理責任者であるコーポレート本部長に報告がなされ、統括情報管理責任者を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が事実の重要性和適時開示の可否を判断しております。

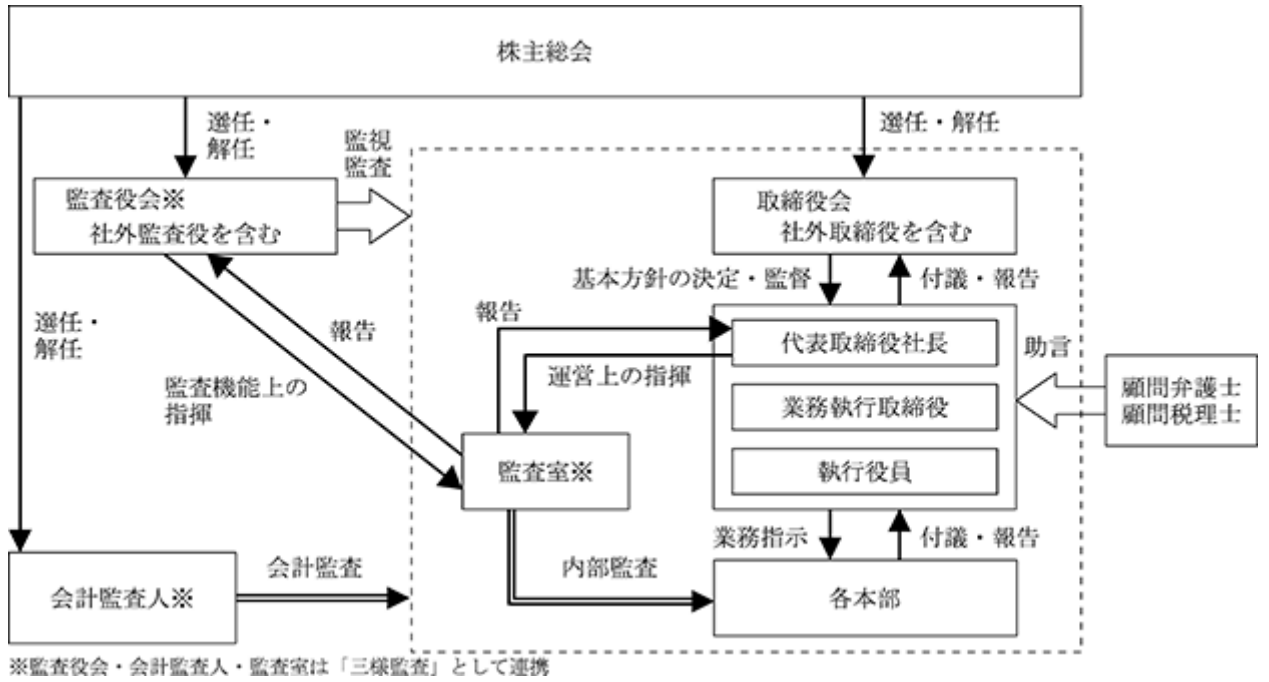
3. 適時開示の方法

適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、東京証券取引所が提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公表しております。

4. 適時開示体制のチェック体制

監査役および監査室が、重要事実の情報開示業務が適法かつ適正に遂行されているのかの業務監査を定期的かつ随時に行い、不具合を確認した場合は、必要に応じて取締役会に報告し、取締役会はその是正を指示し、改善結果の確認を求める体制を採っております。

【参考資料①:コーポレートガバナンス体制の模式図】



【参考資料②:会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図】

